2　合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社
住　　所（本店又は主たる事務所の所在地）
（ふりがな）
名　　称
（ふりがな）
代表者氏名
3　合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる予定年月日
4　合併又は会社分割の理由
5　認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
6　承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号（注２）	認定放送持株会社の名称

7　事業計画書及び事業収支見積り
8　欠格事由に関する事項（法第159条第２項第５号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）
注１　代表者の役職名及び氏名を記載すること。
注２　第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。
注３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２　添付書類
1　合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し
2　株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
3　合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の定款又は定款案

別表第六十六号（第209条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

放送法第165条第１項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1　譲渡会社

（ふりがな） 名称	住所（本店の所在地）	（ふりがな） 代表者氏名等（注１）

2　譲受会社が認定放送持株会社の事業の全部を譲り受ける年月日
3　事業の譲受けの理由
4　認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
5　承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号（注２）	認定放送持株会社の名称

6　事業計画書及び事業収支見積り
7　欠格事由に関する事項（法第159条第２項第５号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）
注１　代表者の役職名及び氏名を記載すること。
注２　第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。
注３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２　添付書類
1　事業の譲渡に関する契約書の写し
2　譲受会社の定款及び登記事項証明書

別表第六十七号（第210条関係）

認定放送持株会社認定取消申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号により認定を受けた認定放送持株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第166条第１項の規定により申請します。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。
一　有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第三号）
二　有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）
三　電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出の規定の適用の特例）

第三条　この省令による改正後の放送法施行規則（以下「新規則」という。）第八十五条の規定によって行うべき記録の提出のうち平成二十二年十月から六箇月の期間について行うべきものは、なお従前の例によることができる。